

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における福祉保健活動拠点の役割について

区の施策を踏まえ、地域において福祉保健活動拠点の指定管理者として行うべき取組を、具体的に記載してください。

「地域・団体との関係性」と「ボランティアコーディネート力」をもとに、活動団体が集う「場」を活かして、担い手となる住民や地域活動を広げていくことが求められる中で、本会の「地域と強い関係を有している」「ボランティア支援に関するノウハウを豊富に有している」という関係性の蓄積と専門性を活かし、区の基本目標である「安全で誰もが安心して元気に暮らせるまち」の実現に取り組みます。

特に、現在策定を進めている「第5期港南ひまわりプラン（地域福祉保健計画）」では、幅広い世代や事業者にも地域活動の輪を広げ、地域の中で見守り、支えあい、誰もがいきいきと暮らしていくことができる「協働による地域づくり」を進めています。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、福祉保健活動拠点として課題解決のために行っていく取組について、具体的に記載してください

地区社協や福祉ネットワークとの定期的な会議や地区担当による支援等を通じて、地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握するとともに、ボランティアセンターをはじめとした各種事業や個別支援と連動した取組を行っています。

特に、本会の会員による部会・分科会や拠点利用団体が参加する利用調整会議の実施、不登校引きこもり連絡会や子ども食堂連絡会のように地域活動を進める上で必要とする場の設定や運営を通じて様々なプラットフォームをつくり、それらをつなげていくことで協働で地域の課題解決に取り組んでいます。

(3) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

港南中央地域活動ホームそよかぜの家とは、定期的な会議を実施し施設の修繕や避難訓練等の打ち合わせを行うとともに、障害児者の理解を促進するための取組についても話し合いを行っています。また、近隣5施設とは「そよかぜふれあいまつり」や「あおぞら交流会」などに協力して取り組むなど親密な関係づくりに取り組んでいます。

同フロアに構える港南区シルバークラブ連合会とは、ヨコハマシニア大学の講座を受け持つか、赤い羽根共同募金の実施などで協力して取り組んでいます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

本会は、住み慣れた地域社会の中で「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念のもと、住民やボランティア、福祉関係者などとともに地域福祉活動を中心に様々な活動を展開しています。

基本方針については、横浜市社会福祉協議会が「長期ビジョン」を策定し重点取組を設定するとともに、各重点取組に基づく中期的な視点での事業計画となる中期計画を策定し、単年度の事業計画と連動させながら具体的な取組を推進しています。現在、長期ビジョンを「長期ビジョン2040」を法人全体で作成している段階で時代に合わせた活動を行えるようにしています。

なお、事業実績は提出書類の「事業報告書ならびに事業計画書」のとおり取り組んでいます。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

本会の財源は、拠点運営にかかる指定管理料の他、補助金、委託料、会費、共同募金配分金、寄付金により構成されています。

令和6年度における一般会計の予算規模は、約9,100万円であり全体の約33%が受託金収入、補助金が約22%、会費や寄付金、分担金、事業費を合わせ10%などとなっています。

法人としての財政状況は、会費収入や共同募金配分金が安定していることと区民からの多大な寄付を寄付者の意向に基づいた基金運用をしていることから、収支は黒字になっています。

3 職員配置及び育成

(1) 職員の確保及び配置について

福祉保健活動拠点を運営していく上で、必要な職員の確保、適正な配置についての考え方や計画を記載してください。

総括責任者を本会事務局長、管理運営責任者は事務局次長を充てるとともに、福祉保健活動拠点の運営担当として、常勤職員2名（拠点運営担当1名とボランティア事業担当1名）と非常勤職員のボランティアコーディネーター2名、さらに拠点管理の非常勤職員4名を配置し、各部屋の利用促進やボランティア相談等に対応します。

※常勤職員は兼務

常勤職員は、地域福祉の推進やボランティア活動支援、施設管理に意欲のある職員を配置します。また、常勤職員は、横浜市社会福祉協議会全体で一的な人事管理を実施しており、法人スケールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

非常勤職員は、現在、配置している職員を継続して配置することで業務の継続性を担保します。採用にあたっては、様々な媒体を活用し、公正・公平な人材確保を行い、充分な研修を実施の上、実務にあたります。

(2) 育成・研修について

福祉保健活動拠点の機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1. 人材育成について

本会の人材育成は、横浜市社会福祉協議会と一体的に進めています。横浜市社会福祉協議会が定める「人材育成計画」において、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱とし、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2. 研修計画について

研修計画に基づき、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な研修を実施することで、知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施ししていくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

〈参考〉令和6年度 職員対象研修（抜粋）

	研修名		研修名
基幹研修他	職員全体研修	実務研修	労務管理研修
	人権研修		地区社協のてびき研修
	ハラスマント研修		区地域福祉保健計画推進担当者向け研修
	メンタルヘルス研修		生活福祉資金研修
	地域福祉実践研修		福祉保健活動拠点管理事業担当者向け研修
	新任（採用時）研修		ボランティア担当者向け研修
	新任（フォローアップ）研修		ボランティアコーディネーター研修
	OJT研修		福祉教育担当者向け研修
	2級職員研修		災害ボランティアセンターについて学ぶ研修
	主任職員研修		身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業研修
	新任管理職研修		身近事業の視点から個と地域支援の一体的展開を考える
	管理職研修		食支援オリエンテーション
	接遇・マナー研修		他、経理・労務研修などの実務研修
	苦情解決研修		

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

利用者が安心、安全に利用できるように設備や備品の耐用年数等に基づき、計画的に修繕や備品購入を行えるように維持管理に努めます。

建物全体の維持管理は外部業者に委託し、清掃業務や保守点検を定期的に実施します。併せて、職員による日常的な点検を実施することで早期に異常を発見し、早期に修繕の対応を行います。また、共用部の小破修繕は、他の施設法人と管理委員会を設け協議し速やかに対応します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

横浜市社会福祉協議会内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を本会においても共有し、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「事故対応マニュアル」に則り、職員が状況を確認し、必要に応じて救急車の出動要請、病院への搬送を行うなど、適切かつ迅速に対応します。また、速やかに区役所等の関係機関への第一報を行う等初動対応を行います。

また、発生した事故への損害賠償等については、施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応します。

福祉保健活動拠点内には、自動体外式除細動器（AED）を設置し、緊急時に職員及び利用者が対応できるよう体制を整えています。

(3) 防災等に対する取組について

震災や風水害等の防災への取組や感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、自身と利用者の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、被害の最小化に努めます。

災害対策マニュアル以外にも、法人として事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

国内での大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として職員を派遣しており、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えています。

感染症の発生・まん延に対しては、マスクの着用、手洗い・消毒の励行等に加え、必要に応じて密を避けたゾーニングや利用定員の制限を行うなどして感染拡大の防止に努めます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民及び団体等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

福祉保健活動拠点は横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたつた対応を心がけます。

コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令順守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

毎年、拠点の利用者向けに窓口満足度調査を実施し、業務改善に役立てます。結果と改善策は館内に掲示しています。あわせて、利用調整会議を開催し、利用団体から拠点の管理や運営について直接ご意見をいただくとともに、利用団体同士の交流の機会として活用しています。

また、福祉保健活動拠点内にご意見箱を設置することで、福祉保健活動拠点を利用される方からのご意見・ご要望をお受けする体制を整備するとともに日常的な利用者とのコミュニケーションの中から聞き取ったご意見・ご要望は、業務改善の機会ととらえ、改善に取り組みます。

申し出ていただいた苦情については、それぞれの申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員による苦情解決制度を有しており、福祉保健活動拠点に係る苦情についても本制度に基づき、適切に対応しています。所属（一次対応）、横浜市社会福祉協議会幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。

また、横浜市社会福祉協議会で開催する「苦情解決研修」に職員を派遣し、受講職員が職場内で伝達研修を実施することで、研修内容の共有に努めます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1. 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時には施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しが原則禁止としています。

あわせて年に1回、自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

2. 情報公開について

法人の運営状況を本会ホームページに掲載するなど、積極的に情報公開へ取り組みます。また「本会の保有する情報の公開に関する規程」に基づき、必要に応じて各種情報を公開します。さらに事業計画・予算、事業報告・決算や第三者評価の結果など、特に重要な運営状況については窓口で隨時ご覧いただけるよう、閲覧用ファイルを設置します。

3. 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹となる研修として位置づけ実施しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1. 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。あわせてリサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

また、プラスチック対策や食品ロス削減に取り組むことで、SDGsの達成や脱炭素社会の実現に貢献していきます。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2. 市内中小企業への優先発注

物品購入や各種契約については、横浜市中小企業振興基本条例や本会経理規程等に基づき、中小企業への発注を優先します。特に100万円以上の契約については、本会規程等に則り、本会業者選定委員会を組織し、その対象となる業者を選定します。

3. 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

本会事業の実施にあたり、区内障害者施設等への発注を積極的に行うとともに、必要に応じて横浜市社会福祉協議会が運営する「よこはま障害者共同受注総合センター」を通じて、市内障害者施設への役務や物品の発注を行うことで、障害者の社会参加促進や工賃向上に寄与します。

4. 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けています。また、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的および不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5. 障害者の就労推進

本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として策定した『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率の継続的な達成を目指すとともに、障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働く職場づくりを目指すことで、障害者雇用推進に取り組みます。

5 事業

(1) 施設の提供について

ア 利用団体との関係性の構築・支援について

利用団体の情報を把握し、支援するための取組について、具体的に記載してください。

利用時に助成金や講座の案内など、団体に必要な情報を提供するなどして関係性を構築し、活動情報等を把握します。そこで得た情報は職員間で共有し、具体的な支援等につなげます。日頃からの声掛け等を行うことで、団体から相談しやすい雰囲気づくりを進めます。

また、年に1回拠点利用者向けに利用調整会議を開催し、利用における注意点等を伝えるとともに、利用団体から団体の紹介や拠点利用における意見等を確認します。こうした意見をもとに拠点運営の改善等に活かすとともに、利用団体の具体的な支援の検討や利用団体同士の交流の促進に取り組みます。

イ 施設の利用促進について

施設稼働率の数値目標及びボランティア等の育成支援を踏まえた利用促進の方針について、具体的に記載してください。

ホームページやインスタグラムなどのSNSを活用して本会及び福祉保健活動拠点の周知を行うとともに、本会主催の講座から自主グループを立ち上げるほか、団体間をつなぐ連絡会などを組織し、活動場所として福祉保健活動拠点につなげていきます。

また、就労者などが参加しやすい時間帯での講座開催など、今後の利用獲得に向けた取組も行います。

(2) ボランティアに関する事業について

ア ボランティアに関する情報収集、分析及び計画立案について

支援を必要とする人・団体のニーズに関する情報収集、地域のニーズ等の分析及びそれらに基づいて事業の計画立案を行う方針等について、具体的に記載してください。

本会は寄せられるボランティア相談は、ニーズに沿ったボランティアコーディネートを行うとともに、相談者の状況や背景に応じて専門機関等と積極的に連携し対応します。

また、支援を必要とする人は相談窓口や相談方法などについて詳しい情報を持っていない場合が多く、相談すること自体も躊躇することが考えられます。情報収集にあたっては、ボランティアセンターの窓口や電話による相談だけではなく、各職員が積極的に地域に出向きながら様々な

場面・機会を通じてニーズの把握に努めます。

事業の企画立案に関しては、地域支援チームで活用している「地域支援記録・振り返りシート」を活用するほか、各地区で行われる意見交換会や各種会議での情報を整理して支援計画を立て、支援目標や事業計画を作成します。

イ ボランティアに関する広報及び情報提供について

ボランティアに関する情報を、ボランティア活動者、利用者及び地域住民等に提供する方法について、具体的に記載してください。

ボランティア活動に関する情報の収集や広域の動向の把握を行い、情報誌や福祉保健活動拠点掲示等により情報を発信します。

- ・「ボランティアセンター通信」の発行
- ・「ボランティア情報」の発行・各種 SNS 掲載 随時 (配付先: 登録ボランティア、グループ)

ウ ボランティアに関する相談・紹介について

ボランティアに関する相談・紹介の方法と、ボランティアコーディネートを推進するための計画について、具体的に記載してください。

本会がこれまで培ってきたボランティアコーディネートのノウハウを活かし、ボランティア活動希望者、依頼者からのボランティア活動に関する様々な相談に対応します。

ボランティア活動希望者には、直接面談を行いボランティアに関心を持ったきっかけやどんな活動をしてみたいかという希望等を聞き取るとともに、ボランティア活動に参加する中での注意点などを伝え安心して活動できるように働きかけます。活動の中で、参加の様子を聞き取り活動内容に疑問や不安がないかを確認し、必要に応じて活動先への調整を行います。

エ ボランティアの育成・支援について

ボランティアの発掘・育成のために実施する事業の計画や、ボランティア団体及び活動者への支援策について、具体的に記載してください。

ボランティア活動のきっかけとしてボランティア入門講座などを開催します。また、ボランティア連絡会などと協力し、現在活動中のボランティアが活動に関わる知識の理解を深め、活動の幅が広げられるようにするための講座等を開催します。

身近にある困りごとに気づき、自分たちができるきっかけづくりとして福祉やボランティアに关心を持ってもらえるように、小中高生や地域住民を対象とした福祉教育を実施しています。実施にあたっては、ボランティアグループや地域ケアプラザ等との連携により進めます。

(3) 他の関連組織とのネットワークについて

ア 関係機関及び地域団体との連携について

関係機関及び地域団体の情報把握及び連携について、考えを記載してください。

拠点利用団体の他、関係機関や地域団体と連携・協働することで、取組の効果や可能性を広げながら、区内全体での福祉のまちづくりを進めます。

本会は会員組織として、地区社協・民児協・自治会町内会・地域ケアプラザ等の関係機関・ボランティアグループ・福祉保健関係団体・障害児者団体など様々な分野の団体から構成されています。こうした強みを活かしながら、多様な団体と連携した事業を実施します。

横浜市・各区社会福祉協議会とは、担当者会議などを通して拠点運営の参考にします。

イ 区行政との協働について

区地域福祉保健計画、区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について、具体的な計画を記載してください。

ひまわりプランの推進に向けて福祉保健課と協働事務局として連携しながら進めます。また、地域支援チームでは、区役所や地域ケアプラザと協力し、地域支援計画や支援目標を定めます。

ボランティアに関する相談や個別ケースの案件については、必要に応じて区役所各課への相談を行うとともに、必要に応じてのカンファレンスや事業実施に向けての話し合いを行います。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

拠点利用者への対応やボランティア相談等、利用者へのサービスを行う上で適切な職員配置を行うための人事費、またボランティアの育成や発掘、ボランティア団体と連携した活動経費、拠点を利用する上で必要となる設備や備品の経費を計画的に執行します。

拠点開設から30年が経過し、設備や備品の経年劣化も進んでいることから、拠点運営に支障が生じないよう、必要な点検・早期の修繕、計画的な備品整備についても区役所と調整を図りながら進めています。

(2) 運営費の効率性について

運営費等について低額に抑える工夫について記載してください。

職員体制は、役割分担により非常勤職員を雇用することで、人件費の抑制を図ります。また、業務の効率化、業務改善を進め、超勤時間の削減に取り組みます。

事務費は、資料のペーパーレス化、両面印刷や裏紙の使用、ファイルの再利用や見積合わせによる低廉な金額での購入など経費節減に取り組みます。

また、不要な部屋の照明の消灯や空調機器の適切な温度設定を行うことで、光熱費の節減に取り組みます。

指定管理料提案額・収支予算書
(港南区福祉保健活動拠点)

(単位:円)

■指定管理料提案額(A)
 =支出(C) - その他収入(B)

■指定管理料提案額(A)は、
 上限額の範囲内としてください。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指定管理料提案額(A)	19,079,000円	19,079,000円	19,079,000円	19,079,000円	19,079,000円

<収入>

(単位:円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指定管理料提案額(A)【上記再掲】	19,079,000円	19,079,000円	19,079,000円	19,079,000円	19,079,000円
その他収入(B)	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
収入合計(A+B)	19,379,000円	19,379,000円	19,379,000円	19,379,000円	19,379,000円

<支出>

(単位:円)

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人 件 費	賃金水準 スライド 対象	(正規雇用職員等基礎単価×配置予定 人数)+(臨時雇用職員等基礎単価×配 置予定人数)	□	11,639,000円	11,639,000円	11,639,000円	11,639,000円	11,639,000円
	賃金水準 スライド 対象外	常勤職員(通勤手当・福利厚生費)@1,3	□	1,660,000円	1,660,000円	1,660,000円	1,660,000円	1,660,000円
事業費	・広報費用 ・ボランティア講座 等	□	610,000円	610,000円	610,000円	610,000円	610,000円	
事務費	・印刷機等リース料 ・通信費用 等	□	2,820,000円	2,820,000円	2,820,000円	2,820,000円	2,820,000円	
管理費	・光熱水費 ・保守管理、環境維持管理費	□	2,350,000円	2,350,000円	2,350,000円	2,350,000円	2,350,000円	
小破修繕費	・指定額 300,000円		300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	
その他		□	0円	0円	0円	0円	0円	
支出合計(C)			19,379,000円	19,379,000円	19,379,000円	19,379,000円	19,379,000円	
	うち団体本部経費		0円	0円	0円	0円	0円	

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(港南区福祉保健活動拠点)

1 人件費の基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価(円)	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数(人)	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人
臨時雇用職員等	基礎単価(円)	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数(人)	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人

2 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

正規雇用職員に関しては嘱託職員などを充てるなどして、長期的に本事業に関わることで安定した事業運営を心がけます。
また、非常勤職員に関しては70歳定年制度の見直しなどを進め安心して勤められる環境に取り組むとともに、職員募集にかかるコストの抑制に努めます。

団体の概要

(令和 7年 2月 12日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましこうなんくしゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会		
所在地	〒233-0003 横浜市港南区港南4丁目2番8号 (そよかぜの家3階) ※登記簿上の所在地をご記入ください（市税納付状況調査（様式5同意書による）に使用します）。		
設立年月日	昭和44年（1969）10月		
沿革	昭和44年10月 任意法人として設立 平成5年 3月22日 法人認可 平成5年 4月1日 設立登記 平成14年 港南区福祉保健活動拠点の運営開始 平成18年 港南区福祉保健活動拠点の指定管理者として運営		
事業内容等	<p>本会は、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」を理念のもとに、地域住民や関係団体と協働しながら、地域福祉の推進を図ることを目的にさまざまな事業を行っています。</p> <p>【主な事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区社協活動の推進・支援 2 ボランティア活動の推進・支援 3 福祉啓発・福祉教育の推進 4 当事者への支援 5 あんしんセンター（権利擁護）事業 6 福祉関係情報の発信 7 港南区福祉保健活動拠点の運営 8 福祉関係団体への助成事業 9 相談事業 		
財務状況	年度	令和3年度	令和4年度
	総収入	71,877,756	65,942,752
	総支出	67,108,509	66,456,202
	当期収支差額	3,847,851	△716,290
	次期繰越収支差額	26,328,010	25,611,720
連絡担当者	個人情報のため、非公表とします。		

特記事項	